

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

行橋市長

公表日

令和7年4月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、行橋市の国民健康保険の被保険者に関する資格・給付事務を行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)
③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第二 (1)別表第二における情報照会の根拠:27、42、43及び44の項 (2)別表第二における情報提供の根拠:1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、33、42、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行橋市 市民部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行橋市 総務部 総務課 総務係 福岡県行橋市中央1丁目1番1号 0930-25-1111 内線1431
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行橋市 市民部 国保年金課 国民健康保険係 福岡県行橋市中央1丁目1番1号 0930-25-1111 内線1162
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを事務に利用するときは本人から直接提供を受けることを原則としている。申請者本人からマイナンバーの提供が受けられない場合は、照会を行わない。照会結果の確認は複数人で行う。本人確認時のマイナンバーカードは表面のみコピーする。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む関係書類は、施錠できる書棚に保管している。 個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシュレッダーにかけて処分している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-5-②	国保年金課長 木野 雅博	国保年金課長 鹿島 美智子	事後	
令和2年9月29日	I-1-②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、行橋市の国民健康保険の被保険者に関する資格・給付事務を行う。	・国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、行橋市の国民健康保険の被保険者に関する資格・給付事務を行う。 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という)	事前	
令和2年9月29日	I-1-③システムの名称	1. Acrocity国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム	1. Acrocity国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 次期国保総合システム 5. 国保情報集約システム 6. 国保総合システム	事前	
令和2年9月29日	I-③法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表第一の30の項 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年9月29日	I-4-②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報提供の制限)第7号別表第二 (1)別表第二における情報照会の根拠:27、42、43及び44の項 (2)別表第二における情報提供の根拠:1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、33、42、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報提供の制限)第7号別表第二 (1)別表第二における情報照会の根拠:27、42、43及び44の項 (2)別表第二における情報提供の根拠:1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、33、42、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	
令和2年9月29日	II-1(いつ時点の計数か)	2019/3/31	2020/9/1	事後	
令和2年9月29日	II-2(いつ時点の計数か)	2019/3/31	2020/9/1	事後	
令和3年8月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報提供の制限)第7号別表第二 (1)別表第二における情報照会の根拠:27、42、43及び44の項 (2)別表第二における情報提供の根拠:1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、33、42、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報提供の制限)第8号別表第二 (1)別表第二における情報照会の根拠:27、42、43及び44の項 (2)別表第二における情報提供の根拠:1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、33、42、62、78、80、87、93、97、106、109及び120の項 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	番号法改正による号ずれの修正
令和7年3月19日	8. 人手を介在させる作業		・選択肢(2)を記入 ・マイナンバーを事務に利用するときは本人から直接提供を受けることを原則としている。申請者本人からマイナンバーの提供が受けられない場合は、照会を行わない。照会結果の確認は複数人で行う。本人確認時のマイナンバーカードは表面のみコピーする。	事前	新様式への対応
令和7年3月19日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		・選択肢(8)を記入 ・特定個人情報を含む関係書類は、施錠できる書棚に保管している。 個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシュレッダーにかけて処分している。	事前	新様式への対応